《税制上の優遇措置とご寄付の流れ》

1．　税制上の優遇

個人からのご寄付

（1）　所得税

総所得金額等の 40%を限度とする寄付金額について、２千円を除いた金額が所得額から控除されます。

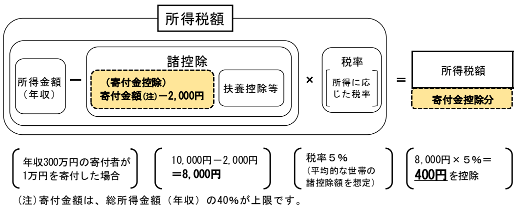

（2）　住民税

新潟県内にお住まいの方は、２千円を超え総所得額等の 30%までの寄付金額に対して、10%を乗じた額が控除されます。（岩船郡関川村にお住いの方は同村条例により県民税 4%のみ控除）新潟県外にお住いの方は、取扱いが異なりますので、お住いの都道府県、市町村にお問い合わせください。

法人からのご寄付

全額損金算入が可能です。

2．　ご寄付の流れ

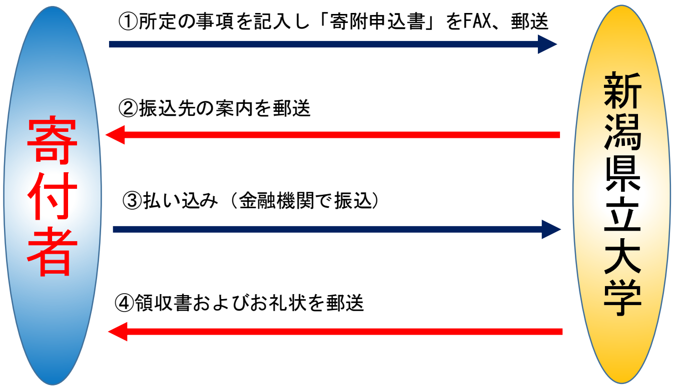

寄付金窓口
新潟県立大学　総務財務部　財務課
〒950-8680
新潟市東区海老ケ瀬 471 番地
TEL：025-270-1301
FAX：025-270-5173